

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略) <u>平成30年6月1日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p>	
<p>(保険料の納付方法) 第11条 (略) <u>第11条の2 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあつては、日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項又は約款（保証債務）第19条第2項ただし書の規定による承認をした時に一括して納付するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、保険契約締結時に納付すべき保険料であつて、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合（約款（貸付金債権等）第2条第2号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合を除く。）は、保険契約締結時に一括して納付すべき保険料（以下「保険料元本」という。）の額の100分の50を保険契約の締結時に、保険料元本の100分の50及び当該分割納付に係る割増保険料（分割納付に係る割増後の保険料の額は保険料率等規程Ⅱ [10] 3の2に規定する額とする。以下第3項及び第4項において「第2回支払日に係る保険料」という。）を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りではない。）に納付する方法により行うことができる。</u></p> <p>一 保険契約締結日から5年以内の日 二 <u>海外事業資金貸付金債権等の取得にあつては貸付金等の累計額が予定総額の100分の50以上となる予定の日の前日以前の日、保証債務の負担にあつては保証金額の累計額が保証予定金額の100分の50以上</u></p>	<p>(保険料の納付方法) 第11条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>となる予定の日の前日以前の日</p> <p>3. <u>海外事業資金貸付金債権等の取得に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。ただし、前項ただし書により日本貿易保険が認めた場合にあっては次の特約とは異なる特約を付す。</u></p> <p>「1. <u>この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p>2. <u>第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p>3. <u>第2回支払日が到来する前に約款第20条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>当該変更に基づき算出された保険料元本（以下「変更後保険料元本」という。）の額が概算により算出された保険料元本（以下「概算保険料元本」という。前項に定める確定通知の提出後にあっては当該確定通知により確定した保険料元本（以下「確定保険料元本」という。）の額を超える場合には、当該超過額を第2回支払日に係る保険料元本の額に加えることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該加算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p>二 <u>概算保険料元本（前項に定める確定通知の提出後にあっては確定保険料元本）の額が変更後保険料元本の額を超える場合には、当該超過額を第2回支払日に係る保険料元本の額から減じることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該減算後の保険</u></p>		

新	旧	備考
<p>料元本の額にて再計算するものとする。</p> <p><u>4. 第2回支払日が到来する前に貸付金等の全部について償還が行われた場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該請求における保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>5. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u></p> <p><u>4 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第2項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めるときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。ただし、第2項ただし書により日本貿易保険が認めた場合にあっては次の特約とは異なる特約を付す。</u></p> <p><u>「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3. 第2回支払日が到来する前に約款第19条第1項に規定する重大</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>な内容変更等を行った場合にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 当該変更に基づき算出された保険料元本（以下「変更後保険料元本」という。）の額が概算により算出された保険料元本（以下「概算保険料元本」という。前項に定める確定通知の提出後</u> <u>にあっては当該確定通知により確定した保険料元本（以下「確定保険料元本」という。）の額を超える場合には、当該超過額を第2回支払日に係る保険料元本の額に加えることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該加算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p><u>二 概算保険料元本（前項に定める確定通知の提出後</u> <u>にあっては確定保険料元本）の額が変更後保険料元本の額を超える場合には、当該超過額を第2回支払日に係る保険料元本の額から減じることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該減算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p><u>4. 第2回支払日が到来する前に保証債務に係る借入金等の全部について償還が行われた場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該請求における保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>5. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u></p> <p><u>5 第1項及び第2項にかかわらず、保険契約者が保険契約締結時に一括して納付すべき保険料（以下「保険料元本」という。複数の者が協調して海外事業資金貸付金債権等の取得又は保証債務の負担を行うもの</u> <u>にあっては、それらの合計額をいう。）が50億円以上（外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年9月8日 17 - 制度 - 00184。）第3条に基づきアメリカ合</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>衆国ドル建ての場合にあっては50,000,000米ドル以上) となることが見込まれると日本貿易保険が認める保険契約において、保険契約者が保険料元本について3回以上5回以下(ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りではない。)の分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合(約款(貸付金債権等)第2条第2号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合を除く。)は、保険契約の締結時及び保険契約者が指定した日(以下の各号のいずれにも該当する場合に限る。)に納付することができる。保険料元本の各保険料支払日ごとの配分方法については、各保険料支払日に納付する保険料元本の額は均等となることとし、各保険料支払日に納付する分割納付に係る割増後の保険料の額は保険料率等規程Ⅱ[10]3の2に規定する額とする。</u></p> <p><u>一 各保険料支払日(最終の保険料支払日を除く)の間隔が1年を超えること</u></p> <p><u>二 各保険料支払日(最終の保険料支払日を除く)の間隔が等しいこと</u></p> <p><u>三 最終の保険料支払日は約款(貸付金債権等)第9条第2項又は約款(保証債務)第9条第2項に規定する保険責任の終了日の前日以前の日かつ残りの保険期間が全保険期間を分割回数で除した期間となる以前の日とすること</u></p> <p><u>6 海外事業資金貸付金債権等の取得に係る案件について、保険契約者が第5項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</u></p> <p><u>「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の支払日(以下「支払日」という。)の全てが到来する前に海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00011。以下「約款」という。)第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が指定する日までに、期日が到来していない支払日(以下「期日未到来支払日」という。)に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2. 支払日の全てが到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 当該確定通知により確定した保険料元本の額(以下「確定保険</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>料元本」という。)が概算により算出された保険料元本の額(以下「概算保険料元本」という)を超える場合には、当該超過額を均等に分割した額を期日未到来支払日に係る保険料元本の額に加えることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該加算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p><u>二 概算保険料元本の額が確定保険料元本の額を超える場合には、当該超過額を均等に分割した額を期日未到来支払日に係る保険料元本の額から減じることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該減算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p><u>3. 支払日の全てが到来する前に約款第20条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 当該変更に基づき算出された保険料元本(以下「変更後保険料元本」という。)の額が概算保険料元本(前項に定める確定通知の提出後にあっては確定保険料元本)の額を超える場合(貸付金等の償還期日の延長による場合を除く。)には、当該超過額を均等に分割した額を期日未到来支払日に係る保険料元本の額に加えることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該加算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p><u>二 概算保険料元本(前項に定める確定通知の提出後にあっては確定保険料元本)の額が変更後保険料元本の額を超える場合には、当該超過額を期日未到来支払日に係る保険料元本のうち、最も期日の遅いものに係る保険料元本の額から順に減じることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該減算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p><u>4. 支払日の全てが到来する前に貸付金等の全部について償還が行われた場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該請求における保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>5. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者</u></p>		

新	旧	備考
<p>は、<u>日本貿易保険に対する期日未到来支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>」</p> <p>7 <u>保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第5項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めるときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</u></p> <p>「1. <u>この保険契約の申込書に記載された保険料の支払日（以下「支払日」という。）の全てが到来する前に海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに、期日が到来していない支払日（以下「期日未到来支払日」という。）に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p>2. <u>支払日の全てが到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>当該確定通知により確定した保険料元本の額（以下「確定保険料元本」という。）が概算により算出された保険料元本の額（以下「概算保険料元本」という）を超える場合には、当該超過額を均等に分割した額を期日未到来支払日に係る保険料元本の額に加えることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該加算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p>二 <u>概算保険料元本の額が確定保険料元本の額を超える場合には、当該超過額を均等に分割した額を期日未到来支払日に係る保険料元本の額から減じることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該減算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p>3. <u>支払日の全てが到来する前に約款第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>当該変更に基づき算出された保険料元本（以下「変更後保険料元本」という。）の額が概算保険料元本（前項に定める確定通知の提出後にあっては確定保険料元本）の額を超える場合（保証債務に係る借入金等の償還期日の延長による場合を除く。）には、当該</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>超過額を均等に分割した額を期日未到来支払日に係る保険料元本の額に加えることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該加算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p><u>二 概算保険料元本（前項に定める確定通知の提出後にあつては確定保険料元本）の額が変更後保険料元本の額を超える場合には、当該超過額を期日未到来支払日に係る保険料元本のうち、最も期日の遅いものに係る保険料元本の額から順に減じることとする。また、分割納付に係る割増保険料は当該減算後の保険料元本の額にて再計算するものとする。</u></p> <p><u>4. 支払日の全てが到来する前に保証債務に係る借入金等の全部について償還が行われた場合であつて日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該請求における保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>5. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があつた場合には、支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要さずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する期日未到来支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u></p> <p><u>8 保険契約者が第5項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めた保険契約において、約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第1項に規定する重大な内容変更等のうち、貸付金等の償還期日の延長又は保証債務に係る借入金等の償還期日の延長により保険期間が延長された場合にあつては、当該延長に係る保険料元本（以下「追加保険料元本」という。）を、日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項ただし書又は約款（保証債務）第19条第2項ただし書の規定による承認をした時及び保険契約者が新たに指定した日（重大な内容変更等を行った日以降の保険料支払日が第11条の2第5項各号のいずれにも該当する場合に限る。）に納付する。追加保険料元本の各保険料支払日ごとの配分方法については、各保険料</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>支払日に納付する追加保険料元本の額は均等となることとし、各保険料支払日に納付する分割納付に係る割増後の保険料の額は保険料率等規程Ⅱ [10] 3の2に基づき算出する。但し、「保険契約締結時」は「保険契約変更時」に、「保険契約締結日」は「保険契約変更日」に読み替えるものとする。</u></p> <p>9 <u>保険契約者が第5項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めた保険契約において、約款(貸付金債権等)第20条第1項又は約款(保証債務)第19条第1項に規定する重大な内容変更等のうち、貸付金等の額の増額又は保証債務に係る借入金等の額の増額においては、当該増額分に係る保険料については、増額前の保険契約における期日未到来支払日に納付するものとする。</u></p>		
第12条～第19条 (略)	第12条～第19条 (略)	
<p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>第11条は、平成32年4月1日に廃止する。</u></p> <p>2. <u>第11条の2は、平成32年4月1日から実施する。</u></p>		